広島市街路樹再整備方針（素案）



目　次

第1章　はじめに　……1

1　目的　……1
2　位置付け及び対象範囲　……1
3　街路樹に関する法令等　……2
4　街路樹の主な機能　……3
5　街路樹を取り巻く様々な制約　……5

第2章　広島市の街路樹の現状と課題　……6

1　街路樹の整備状況　……6
2　街路樹の本数及び樹種構成　……6
3　街路樹が抱える課題　……8
⑴　安全面の課題　……8
⑵　景観面の課題　……10
⑶　維持管理面の課題　……11

第3章　再整備方針　……13

1　基本方針　……13
⑴　基本方針1　安全･安心な道路空間の確保　……14
⑵　基本方針2　地域特性に配慮した街路樹の確保　……16
2　再整備の進め方　……18
⑴　モデル事業の実施　……18
⑵　実施プログラムに基づく本格展開　……21
3　再整備後の維持管理　……22
⑴　安全点検の実施　……22
⑵　地域等との協働による維持管理　……22

第4章　今後のスケジュール（予定）　……23

第1章　はじめに

1　目的

街路樹は、人工物によって占められた都市の中で、景観の向上や環境の保全、緑陰の形成、交通安全、防災など様々な機能を持ちながら、年月と共にその機能が変化していく存在です。

本市では、高度経済成長に伴う急激な都市化による緑の減少を食い止めるため、昭和50年に「緑化宣言」を発表し、都市緑化を進める中で、道路整備の進捗に合わせて多くの街路樹を植栽し、緑の量の確保に努めてきました。

都市の緑化に大きく貢献してきた一方、植栽後数十年が経過し、大径木化が進んだ街路樹では、舗装を持ち上げる根上がりや歩道の有効幅員の不足による通行支障、落ち葉等による沿道住民の負担の増大などの課題が生じています。また、これらへの対応として、強せん定や根切りを行ってきた結果、樹形の乱れや樹勢の悪化が散見されるようになり、街路樹の本来持つ機能が低下してきています。

こうした課題を踏まえ、街路樹の再整備方針を策定し、計画的に再整備を進めることで、より質の高い道路空間の形成と、緑豊かで安全・安心なまちづくりの実現を目指します。

2　位置付け及び対象範囲

本方針は、「広島市みどりの基本計画」に基づき策定するものであり、「ひろしま都心活性化プラン」や「広島市総合交通戦略」などの関連計画との整合を図ります。

① 広島市みどりの基本計画

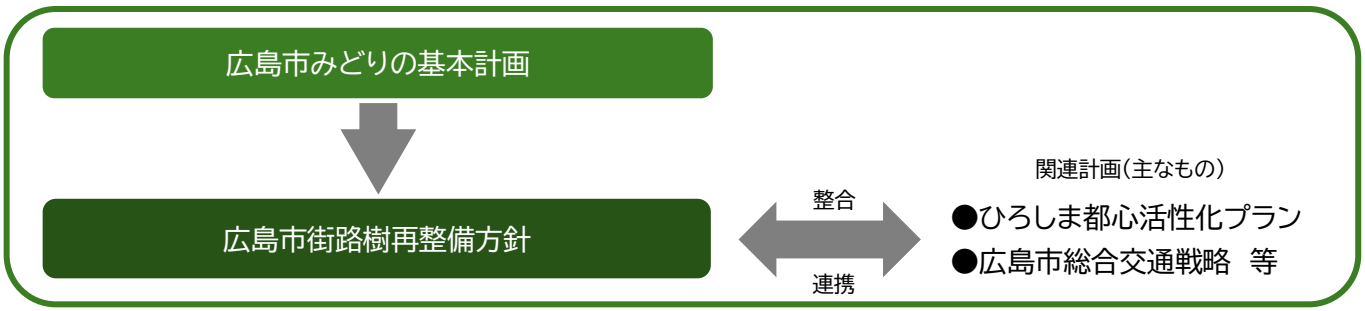
基本方針の一つである「魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用」の施策「公共空間における緑の創出」の中で、大木化、老朽化が進む街路樹について、道路空間や周辺環境との調和を重視した街路樹への計画的な再生に取り組むこととしています。

② ひろしま都心活性化プラン

にぎわいと交流を都心全体に広げていくため、都心の地域資源をめぐる「都心回廊」という考え方の下、「人が中心となる回遊ネットワーク」と「おもてなしを創出する水・花・緑のネットワーク」の形成を目指すこととしています。

③ 広島市総合交通戦略

ウォーカブルな人中心の道路空間の形成に向けた整備を進めることとし、居心地が良いと感じ、歩いてみたいと思える都市空間の実現に向けて検討することとしています。



街路樹再整備方針の位置付け

また、本方針は、本市が管理する国道、県道、市道のうち、歩道にある既存の街路樹を主な対象とします。

なお、平和大通りについては、令和６年７月に策定した「平和大通り樹木管理指針」に基づき、樹木管理を行っているため、本方針の対象外とします。

3 街路樹に関する法令等

街路樹は、道路法第 2 条第 2 項において、道路管理者が設ける「道路上の並木」として道路附属物に位置付けられています。

街路樹に関する基準については、道路法第 30 条に基づき制定された道路構造令において、植樹帯の設置や幅員(1.5m を標準とする。)等が定められており、都市部の比較的交通量の多い道路(第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路)については、原則として植樹帯を設けることとされています。また、歩道幅員については、歩行者交通量の多い道路では 3.5m 以上、その他の道路では 2m 以上とされています。

また、道路緑化技術基準は、昭和 51 年に国土交通省から通達され、昭和 63 年の改正を経て、平成 27 年に大幅な改正が行われました。平成 27 年改正では、道路交通機能の確保を前提にしつつ、緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、「道路空間や地域の価値向上」に資する観点から、樹木の更新に関する規定が新たに位置付けられました。 具体的には、交通の安全の確保に重点を置いた樹木の更新や、道路空間に見合った樹種選定、将来の姿を念頭に置いた樹木等の配置などが盛り込まれました。

【道路緑化技術基準における樹木の更新に関する追加事項(平成 27 年改正)】

3－3 樹木の更新

1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。

2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。

3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

4　街路樹の主な機能

街路樹には、次に示すような様々な機能があります。

① 景観の向上

人工物によって占められた都市の中に自然の要素を取り込むことで、街に彩りと季節感をもたらします。また、並木が連続することで、街並みに統一感が生まれ、都市景観の価値や魅力を高めます。





② 環境の保全

樹冠が日射を遮り、蒸散作用によって周囲の気温上昇を抑えることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。また、葉が排気ガスや浮遊粒子を吸着することで、大気を浄化します。さらに、鳥や昆虫の生息場所となることで、都市における生物多様性の確保にも貢献します。





③ 緑陰の形成

夏の強い日差しを和らげ、歩行空間の体感温度を低減します。また、緑の存在そのものが視覚的な涼しさや心理的な安らぎをもたらし、快適で心地良い歩行空間を形成します。





④ 交通安全

歩道と車道の間に物理的な緩衝帯をつくり、歩行者の安全性を高めます。また、自動車のヘッドライトのまぶしさを軽減します。さらに、道路線形に沿って視線を誘導することで、安全な道路交通環境の形成に寄与します。





⑤ 防災

災害時には、街路樹が火災の延焼を抑え、倒壊した建物が道路へ倒れ込むのを防ぎ、避難経路の安全性を高めます。実際に阪神・淡路大震災では、街路樹が倒壊した建物を支えて道路への倒れ込みを防いだ事例が報告されています。

⑥ グリーンインフラ

街路樹は、雨水を一時的に保水・浸透させることで、都市型水害の軽減に寄与します。また、蒸散作用による気温上昇の抑制や生物多様性の確保など自然の働きを生かしたグリーンインフラとしての機能を果たし、持続可能な都市環境の形成に貢献します。

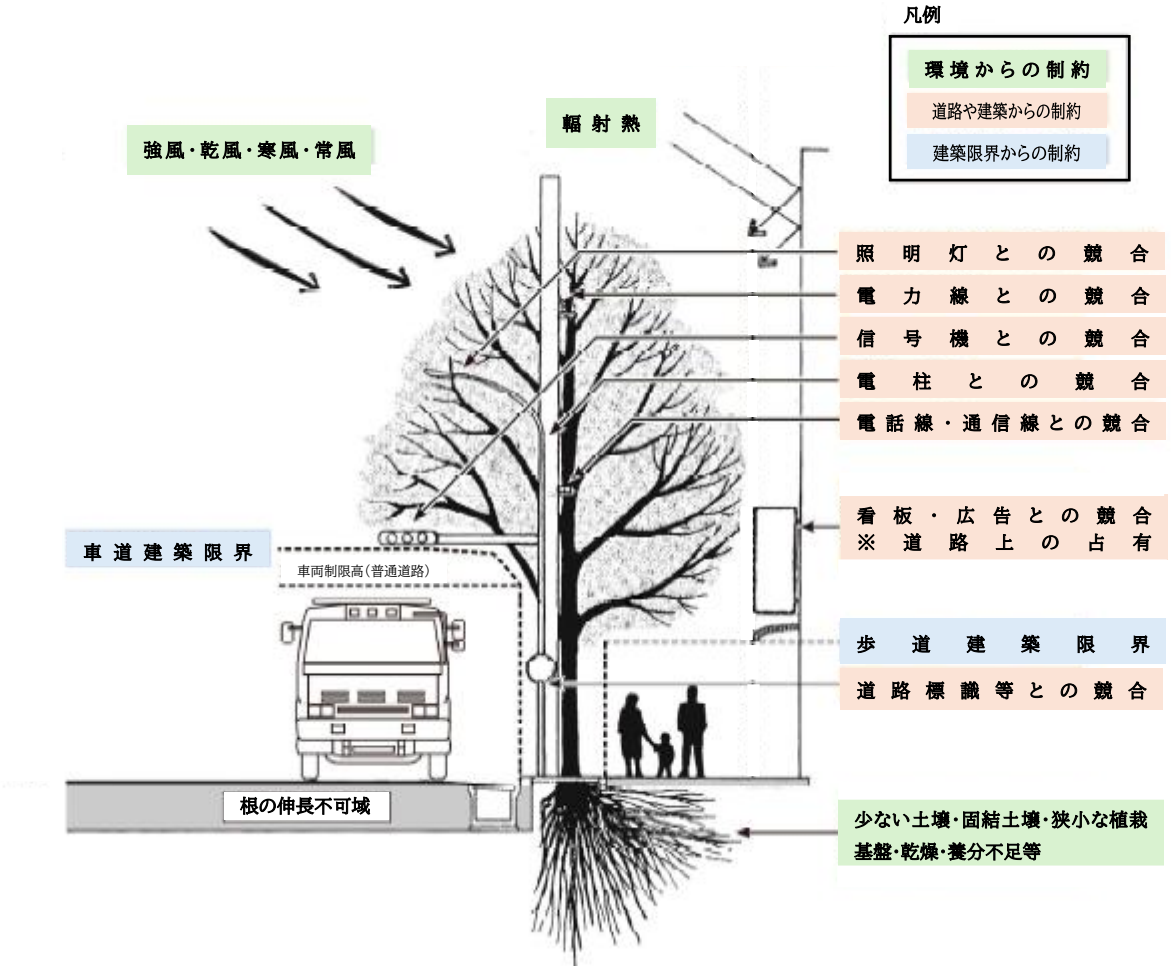
5　街路樹を取り巻く様々な制約

道路空間には、信号機や道路標識等の道路附属物に加え、電線・通信ケーブルなどの空中施設が設置されています。

また、道路の地下には、水道管や下水道管等の埋設物が設置されています。

さらに、道路構造令により、車両の安全な通行を確保するための建築限界が定められています。

このように街路樹は、様々な制約を受ける限られた道路空間で生育しています。



出典：一般社団法人日本造園建設業協会『街路樹剪定ハンドブック』を参考に作成

街路樹を取り巻く様々な制約

第2章　広島市の街路樹の現状と課題

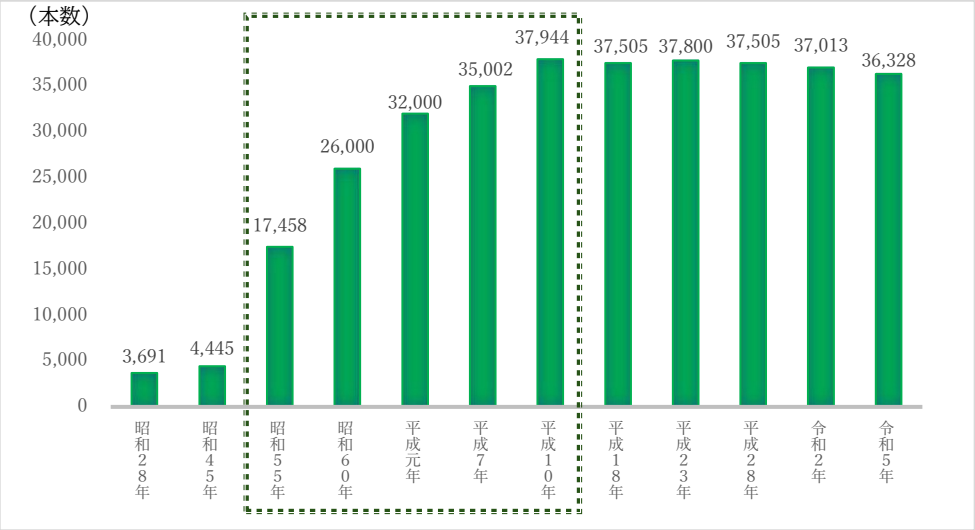
1　街路樹の整備状況

昭和 20 年 8 月 6 日、本市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、緑豊かだった市街地の緑も完全に失われ、75 年間草木も生えないと言われました。

その後、原爆による荒廃から立ち上がった本市は、かつての景観を取り戻すため、焼野原になった市街地に一本でも多くの樹木を増やそうと、様々な取組を進めてきました。

街路樹の整備は、昭和 25 年ごろから本格的に始まりました。その後、高度経済成長に伴う急激な都市化による緑の減少を食い止めるため、昭和 50 年に「緑化宣言」を行い、市民総ぐるみで都市緑化を推進する中で、平成 10 年までの 20 数年間に、多くの街路樹を植栽しました。これらは、道路整備に合わせて植栽したもののほか、約 3 分の 1 は住宅団地など民間開発により植栽されたものです。

一方、平成 10 年以降は、枯損木等の撤去により、街路樹の本数は減少傾向にあります。



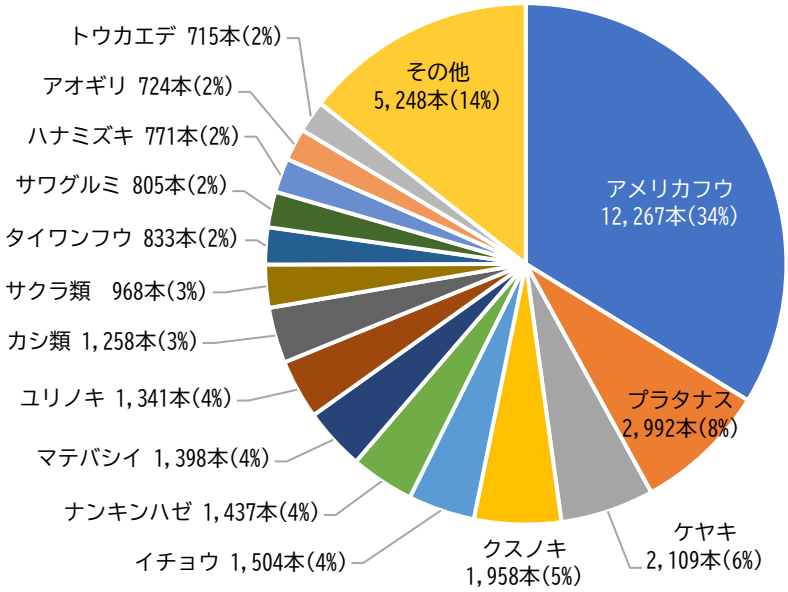
街路樹（高木）の本数の推移

2　街路樹の本数及び樹種構成

令和 5 年度末時点で約 3 万 6 千本の街路樹（高木）があり、成長が早く大径木化する樹種が多く植栽されています。

アメリカフウ（34%）が最も高い割合を占めており、次いで、プラタナス（8%）、ケヤキ（6%）、市の木でもあるクスノキ（5%）、イチョウ（4%）の順となっています。この上位 5 位が街路樹全体の約 6 割（57%）を占めています。

本市の街路樹は、他都市と比較してアメリカフウの植栽本数が多いことが特徴です。アメリカフウは樹形が美しく、秋には鮮やかな紅葉が見られるほか、乾燥に強く、せん定にも耐えることから、道路空間に適した樹種として広く植栽されてきました。一方で、害虫による葉の食害や浅根性による根上がりが生じやすいなどの維持管理上の課題もあります。



街路樹(高木)の樹種構成



アメリカフウ(落葉樹)



プラタナス(落葉樹)



ケヤキ(落葉樹)



クスノキ(常緑樹)



イチョウ(落葉樹)



ナンキンハゼ(落葉樹)

3　街路樹が抱える課題

街路樹は、都市に潤いと安らぎをもたらし、良好な景観を創出するなど様々な役割を果たしています。一方、近年、多くの街路樹は、大径木化や老木化等により、安全面や景観面、維持管理面など様々な課題を抱えています。

⑴　安全面の課題

①　歩道の有効幅員の不足による通行支障

歩道の有効幅員は、道路構造令において、道路を新設又は改築する場合には、原則として、2m以上を確保することとされています。既存の歩道の中には、この基準を満たしていないため、歩行者の通行やすれ違いに支障が生じているところもあります。

歩道の有効幅員	調査路線（536 路線）	調査本数（30,600 本）	割合
2m以上	393 路線	21,414 本	約 70%
2m未満	143 路線	9,186 本	約 30%

街路樹の現況調査（令和7年実施）の結果



歩道の有効幅員の不足



歩道の有効幅員の不足

②　根上がりによる通行支障

樹木の大径木化に伴い、根が歩道の舗装等を持ち上げる根上がりが発生し、歩行者等の通行に支障が生じているところがあります。



根上がりによる舗装の持ち上げ



幹の肥大化による縁石の破損

③　信号機や道路標識等の視認性低下

信号機や街路灯、道路標識等に近接する高木が成長したことで、ドライバーの視距が確保できない状況が生じています。また、成長した低木により視認性が低下し、他の車両や歩行者等が確認しにくくなるなど、交通安全上の支障が生じているところもあります。



道路標識への視認性を妨げている街路樹



道路標識への視認性を妨げている街路樹

④　架空線との交錯による停電等のおそれ

街路樹と電線類が交錯しているところでは、維持管理に支障が生じています。特に強風時には、枝葉の接触や枝折れ等により、停電や通信障害が発生するおそれがあります。



架空線との交錯



架空線との交錯

⑤　樹勢の悪化による倒木等の危険性

大径木化した街路樹の中には、強せん定などを繰り返してきたことにより、樹勢が悪化し、腐朽が進行しているものも見られます。このような樹木では、倒木のリスクが高まっている場合があります。



樹勢の悪化に伴う腐朽の進行



平和大通りで発生した倒木

⑵ 景観面の課題

① 道路空間とのバランスの崩れ等による景観の悪化

狭い幅員の歩道にも大径木化する樹種を植栽してきたことにより、道路空間に対して大きく成長し過ぎている街路樹も見られます。その結果、道路空間とのバランスが崩れたり、強せん定に伴う樹形の乱れによって、街並みの景観が損なわれているところもあります。



道路空間とのバランスの崩れ及び
強せん定による樹形の乱れ



道路空間とのバランスの崩れ及び
強せん定による樹形の乱れ

② 樹木の過密化による景観の悪化

高木が過密に植栽されているところや、高木と中低木が過密に混植されているところでは、樹木の成長に伴い、歩行空間が薄暗く、見通しや景観に影響が出ているところもあります。



高木による過密化



高木と中低木による過密化

③ 街路樹としての景観向上機能の低下

郊外の住宅団地などでは、樹林地に近接し、街路樹の存在感が薄くなっているところがあります。



樹林地に近接し存在感が薄くなっている街路樹



樹林地に近接し存在感が薄くなっている街路樹

⑶ 維持管理面の課題

① 沿道住民の負担の増大

街路樹の落ち葉は、短期間に大量に発生するため、樹木の大径木化に伴い、沿道住民による落ち葉清掃の負担が増大しています。

また、落ち葉で排水溝が詰まり、排水機能が低下することで道路冠水が発生するケースも見られます。



クスノキの落ち葉の状況



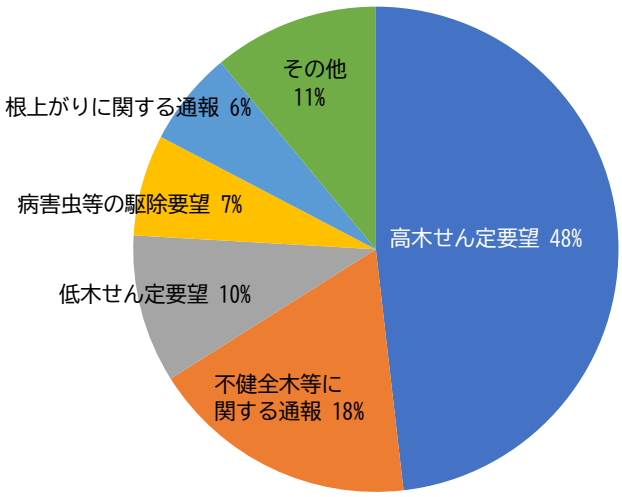
ケヤキの落ち葉の状況

② 市民からの苦情・要望への対応

市民からの苦情・要望は、高木せん定要望が最も多く、次いで、不健全木等に関する通報、低木せん定要望、病害虫等の駆除要望、根上がりに関する通報の順となっています。また、民有地へ伸びた根が宅内の桝を詰まらせるといった通報もあります。

高木せん定要望の内容としては、落ち葉に関するものが多く、そのほかにも、信号機や道路標識等の視認性を妨げているものや、民有地への枝葉の越境などがあります。

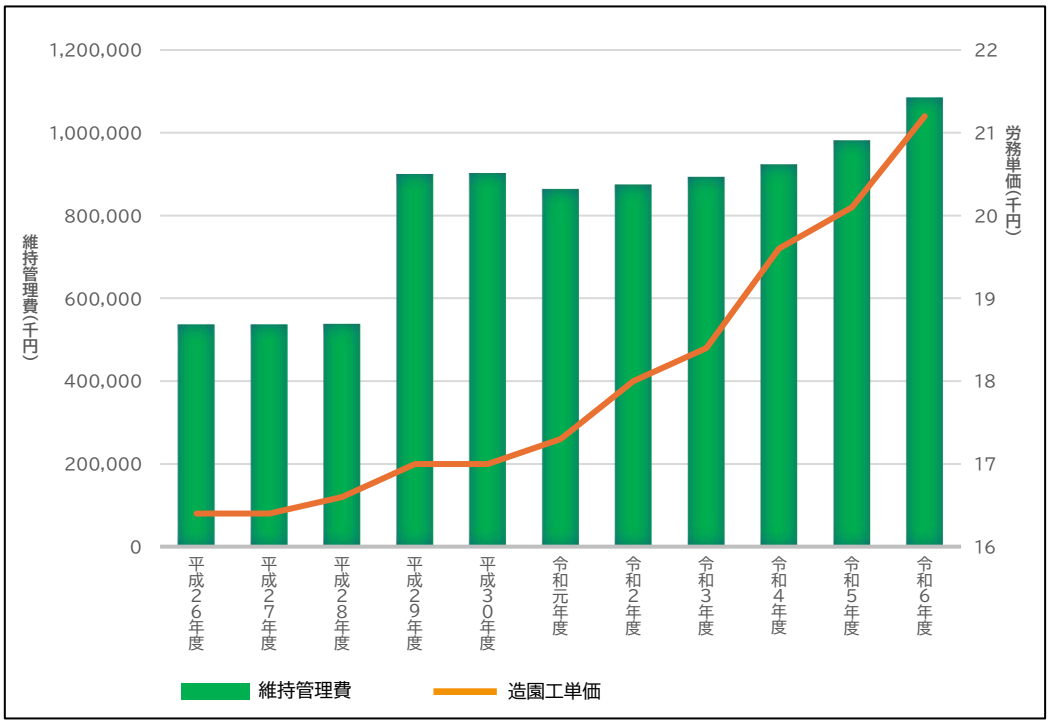
これらの要望は随時対応していますが、落ち葉に関する要望については、毎年、多くの路線で落葉期を迎える前にせん定を行うことで対応しています。しかし、落ち葉対策を目的としたせん定を繰り返すことで、樹木本来の樹形が損なわれたり、樹勢の悪化を招いたりするなどの課題も生じています。



市民からの苦情・要望の内訳
（令和４年４月から令和７年８月までに区役所に寄せられた苦情・要望）

③　限られた維持管理費での対応

街路樹の健全な育成を図るため、高木や低木のせん定、除草などの維持管理を行っていますが、維持管理費は横ばいで推移している一方、労務単価等の上昇により、実質的な維持管理は厳しさが増している状況です。



街路樹の維持管理費（予算額）と労務単価の推移

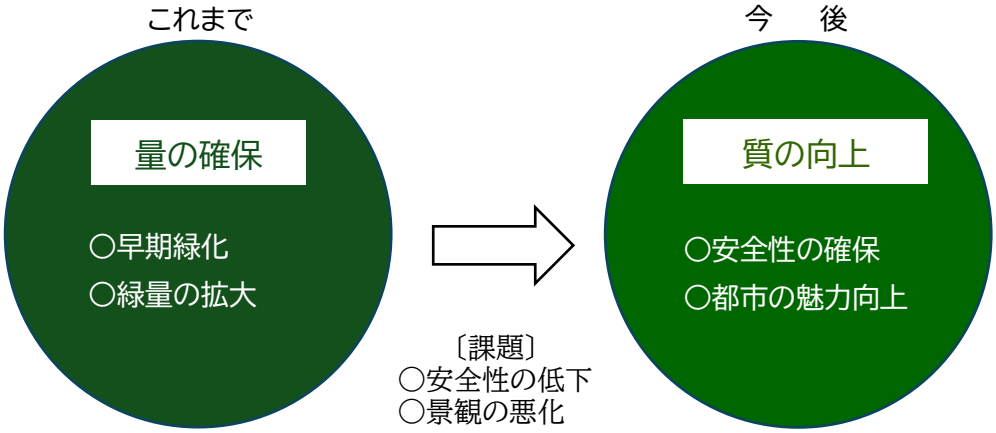
※　平成29年度の維持管理費の大幅な増加は、入札に最低制限価格制度を導入したことによるものです。

第3章 再整備方針

本市は、高度経済成長に伴う急激な都市化による緑の減少を食い止めるため、昭和 50 年に「緑化宣言」を発表し、都市緑化を進める中で、平成 10 年までの 20 数年間に多くの街路樹を植栽し、「量の確保」に取り組んできました。

一方、植栽後数十年が経過した街路樹は、大径木化や老木化の進行等により、安全性の低下や景観の悪化など様々な課題が生じており、こうした課題に対応するためには、これまでの「量の確保」から「質の向上」へと方針を転換する必要があります。

このため、今後は、より質の高い道路空間の形成と、緑豊かで安全・安心なまちづくりの実現を目指し、安全性の確保や都市の魅力向上に向けて、街路樹の再整備を進めます。



1 基本方針

「安全・安心な道路空間の確保」と「地域特性に配慮した街路樹の確保」を基本方針として、地域の意見を聴きながら、再整備を進めます。

基 本 方 針

- **基本方針1 安全・安心な道路空間の確保**
 - **取組方針1 街路樹の更新**
 - **取組方針2 街路樹の撤去**
- **基本方針2 地域特性に配慮した街路樹の確保**
 - **取組方針1 デルタ市街地等における街路樹の確保**
 - **取組方針2 郊外の住宅団地等における街路樹の確保**

再整備の進め方
- モデル事業の実施
- 実施プログラムに基づく本格展開

再整備後の維持管理
- 安全点検の実施
- 地域等との協働による維持管理

⑴　基本方針1　安全・安心な道路空間の確保

大径木化等により、歩行者等や交通の安全性を確保する上での課題が生じている街路樹の更新や撤去を行います。

ア　取組方針1　街路樹の更新

歩行者等の安全で円滑な通行への支障が著しい根上がり等により生じている路線については、原則として、街路樹の樹種を選定の上、更新を行います。





〔主な対象路線（更新）〕
○　著しい根上がりや周辺構造物の破損等が生じている路線
○　樹勢の悪化等が生じている路線

〔整備イメージ〕


更新前


更新後

〔更新に当たっての留意事項〕
・　グリーンインフラの考え方に基づき、雨水の保水・浸透機能の向上や街路樹の健全な育成を図るため、植樹桝（帯）の拡大等が可能な箇所では、植栽基盤の拡充等を行います。なお、植樹桝（帯）の拡大が困難な箇所では、防根シートの設置等を行い、根上がり対策を講じます。
・　地域からの要望等であって地域の合意形成が十分に図られており、撤去した場合でも街路樹としての連続性や統一性への影響が軽微であると認められるものについては、例外的な対応として撤去を検討します。

イ　取組方針2　街路樹の撤去

歩行者等の通行や交通の安全性への支障が歩道の有効幅員の不足や信号機や道路標識等の視認性の低下などにより生じている路線等については、原則として、街路樹の撤去を行います。





〔主な対象路線等（撤去）〕
○　歩道の有効幅員が不足している路線（2m 以上を確保できていない路線）
○　信号機や道路標識等に近接し、また、交差点等の付近で視認性を妨げている街路樹
○　植栽間隔が狭く過密化し、見通しの阻害や歩行空間の明るさの低下が生じている路線（高木が過密となっている路線、高木と中低木の混植で過密となっている路線、隣接する公園緑地等の樹木と競合している路線）

〔整備イメージ〕



撤去前



撤去後

写真提供：名古屋市

〔撤去に当たっての留意事項〕
・　信号機や道路標識等の視認性の判断に当たっては、信号機からおおむね 5m以内、道路標識等からおおむね 3m以内、交差点からおおむね 10m以内に位置する樹木を対象とする現地調査を行います。
・　撤去後の空地は、歩道として舗装し復旧します。
・　地域からの要望等であって地域の合意形成が十分に図られているものについては、例外的な対応として撤去以外の方法を検討します。
・　切り株は原則として撤去することとし、地下埋設物への影響などへの配慮から一定期間残す必要がある場合は、歩行者のつまずき防止策を講じます。
・　現在、再資源化施設で破砕処理（チップ化）し、バイオマス燃料や堆肥等として再利用している伐採木については、今後は地域からの要望等を踏まえた活用方法も検討します。

【伐採木の活用事例について】
　東京都町田市は、伐採した街路樹を活用し、民間企業との事業連携協定に基づく家具への加工や、市職員によるベンチ製作など、地域資源として活用する取組を進めています。




写真提供：町田市

⑵　基本方針2　地域特性に配慮した街路樹の確保

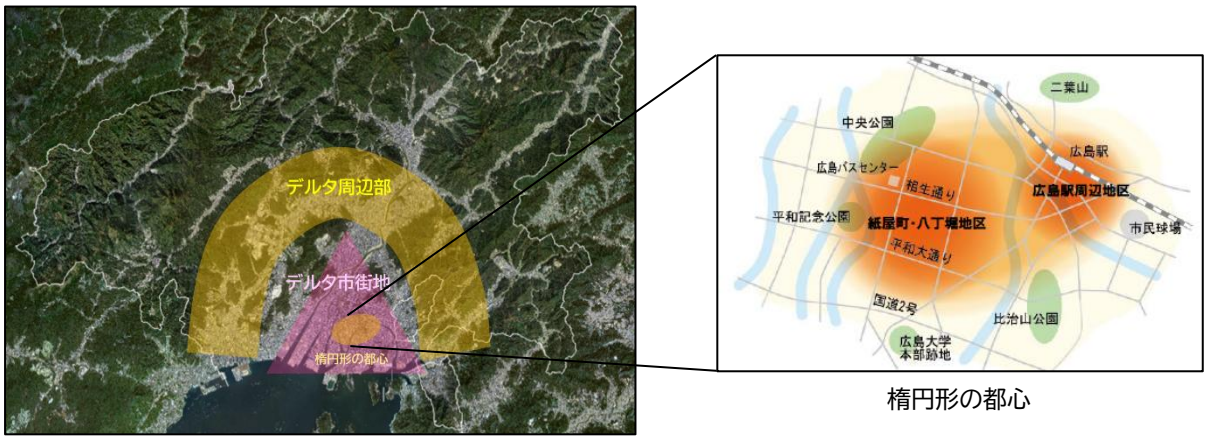
街路樹を通じて都市や地域の魅力向上を図るため、都市化に伴い緑が少ないデルタ市街地等と緑が多い郊外の住宅団地等について、地域特性に配慮しながら、街路樹の再整備を行います。

ア　取組方針1　デルタ市街地等における街路樹の確保

デルタ市街地等では、ヒートアイランド現象の緩和や良好な都市景観の創出を図るため、ボリューム感も意識しながら、商業地域や住居地域などの地域特性に応じた街路樹への更新を行います。

特に、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核とする「楕円形の都心」では、歩行空間の滞在性や快適性等の向上を図るため、ウォーカブルな人中心のまちづくりと連携しながら、都心にふさわしい街路樹への更新を行います。

〔主な対象路線（更新）〕
○　道路空間とのバランスが崩れている路線及び著しく樹形が乱れている路線（維持管理の中で行う樹形再生が難しい路線）
○　道路改良等が予定されている路線
※　安全性の確保を図るための再整備を行う路線（基本方針 1）を含みます。



楕円形の都心

〔更新に当たっての留意事項〕
・　グリーンインフラの考え方に基づき、雨水の保水・浸透機能の向上や街路樹の健全な育成を図るため、植樹桝（帯）の拡大等が可能な箇所では、植栽基盤の拡充等を行います。なお、植樹桝（帯）の拡大が困難な箇所では、防根シートの設置等を行い、根上がり対策を講じます。

イ　取組方針2　郊外の住宅団地等における街路樹の確保

郊外の住宅団地等では、戸建て住宅が建ち並ぶ落ち着いた街並みとの調和が図られるよう、住宅団地等にふさわしい街路樹への更新を行います。

また、街路樹が街並みとの調和に資するとは認められない路線については、周辺の緑量や景観への影響を考慮しながら、街路樹の撤去を行います。

〔主な対象路線（更新）〕
- ○　道路空間とのバランスが崩れている路線及び著しく樹形が乱れている路線（維持管理の中で行う樹形再生が難しい路線）
- ○　道路改良等が予定されている路線
- ※　安全性の確保を図るための再整備を行う路線（基本方針 1）を含みます。

〔主な対象路線（撤去）〕
- ○　街路樹が街並みとの調和に資するとは認められない路線（樹林地に近接し街路樹の存在感が薄くなっている路線）

〔整備イメージ〕



撤去前



撤去後

写真提供：神戸市

2 再整備の進め方

街路樹の再整備に当たっては、まずはモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、実施プログラムを策定し、本格展開します。

⑴ モデル事業の実施

効果的・効率的な再整備手法を検討するため、対象路線を選定し、地域の合意形成を図りながら、モデル事業を実施します。

モデル事業の実施期間は、令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とし、令和 12 年度にその結果を検証します。

なお、検証に当たっては、再整備に要する費用や工期、更新後の維持管理費用、実施上の課題等を把握するとともに、地域の合意形成の進め方や樹種選定、植栽基盤の整備手法等について整理します。



オープンハウス型説明会のイメージ



ワークショップのイメージ

〔地域の合意形成に当たっての留意事項〕

- 地域の代表者と、地域への周知・参加呼び掛けの範囲や、住民説明会、意見交換会、ワークショップ、アンケートなどの合意形成の具体的な進め方について協議します。
- 現状と課題に対する地域の理解を深めるため、必要に応じて、専門家による現地での説明会等を行います。
- 更新する樹種は、地域特性（業務地域・商業地域・住居地域・工業地域）に配慮するとともに、対象路線の課題に対応するため、歩道幅員や植栽基盤などの植栽環境、樹種の特性（将来的な樹高や維持管理のしやすさ等）などを考慮しながら、市が候補樹種を抽出します。
- 市が候補樹種や植栽基盤の改善方法等を提示し、必要に応じて、専門家の技術的助言等も得ながら、地域の意向に沿った樹種に更新できるよう、整備内容の合意形成を図ります。
- 合意形成の過程において、地域の維持管理への関わり方についても協議し、協働のきっかけづくりを行います。

〔地域特性を踏まえた樹種選定の考え方〕

地域	樹種選定の考え方	主な樹種
業務地域	沿道の建物と調和し、統一感ある街並みを形成するため、整然とした樹形を有する樹種を選定します。	イチョウ、クスノキ、ケヤキ、トウカエデ、ユリノキ等
商業地域	にぎわいと回遊性を高めるため、樹形が整えやすく、季節感があり、華やかな印象を与える樹種を選定します。	アメリカフウ、コブシ、サルスベリ、ハナミズキ、ヨウコウザクラ等
住居地域	落ち着きと親しみやすさのある街並みを形成するため、四季の変化を楽しめ、歩行空間に潤いと緑陰をもたらす樹種を選定します。	サルスベリ、ソヨゴ、ハナミズキ、ヒトツバタゴ、ヤマボウシ等
工業地域（主に臨海部）	直線的で機能的な街並みとの調和を図るため、すっきりとした樹形を持つ樹種を選定します。	アキニレ、クロガネモチ、タブノキ、ホルトノキ、ヤマモモ等



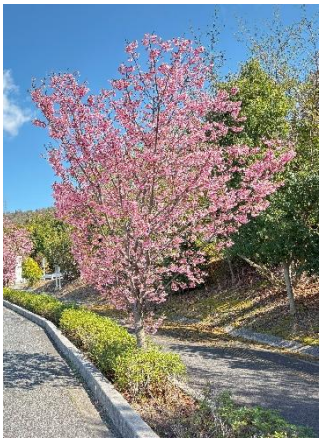
トウカエデ
（業務地域）



ユリノキ
（業務地域）



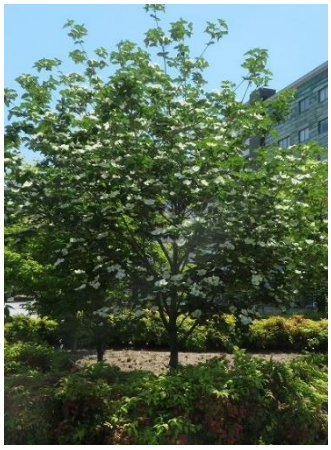
ハナミズキ
（商業地域）



ヨウコウザクラ
（商業地域）



ヒトツバタゴ
（住居地域）



ヤマボウシ
（住居地域）



クロガネモチ
（工業地域）



ヤマモモ
（工業地域）

〔街路樹リスト(案)〕

樹木名称	常緑／落葉	樹木特性									適した植栽環境						花	紅葉	特記事項
		自然樹高	陰陽度	耐乾性	耐湿性	耐暑性	耐寒性	耐潮性	耐煙性	根上がり	幅員の狭い路線	幅員の広い路線	業務地域	商業地域	住居地域	工業地域			
ユリノキ	落	40m	好陽	○	○	○	○	△	△	特に注意		○	○				○	○	ダイナミックな樹形に加え、初夏の花と秋の黄葉が魅力である。
アメリカフウ	落	25～30m	好陽	△	◎	◎	△	○	◎	注意		○	○	○				○	秋の鮮やかな紅葉が美しい。
ケヤキ	落	20～25m	好陽	△	○	◎	◎	△	△	特に注意		○	○	○				○	樹冠が大きく広がり優れた緑陰効果を発揮する。一方で枝折れへの注意が必要である。
タイワンフウ	落	15～25m	好陽	○	◎	◎	△	○	○	注意		○	○	○				○	秋の紅葉が美しい。
イタヤカエデ	落	15～20m	好陽 耐陰	○	○	○	○	△	△			○		○					秋の黄葉が美しい。
イチョウ	落	10～20m	好陽	○	○	◎	◎	△	◎	注意		○	○	○				○	秋の黄葉が美しい。雌株では落果対策に留意する必要がある。
コブシ	落	10～20m	好陽 耐陰	△	○	○	◎	△	△	注意				○	○		○	○	春先に咲く白花が美しい。
トウカエデ	落	15m	好陽	○	○	◎	◎	○	◎	注意		○	○	○				○	秋の紅葉が美しい。
ナンキンハゼ	落	15m	好陽	○	○	○	△	○	○	注意		○		○				○	秋に紅葉の変化を楽しめる。
ヒトツバタゴ	落	10～15m	好陽	○	○	○	○	○						○	○		○		「ナンジャモンジャ」の名で親しまれ、春の白花が美しい。
アキニレ	落	10～15m	好陽	○	◎	◎	◎	◎	◎					○		○			潮風や都市環境に対する適応性が高い。
ハクモクレン	落	10～15m	好陽	○	○	○	◎	△	△			○		○	○		○		早春に咲く白花が美しい。
ケヤキ’武蔵野1号’	落	10～15m	好陽	△	○	◎	◎	△	△	注意	○		○	○				○	樹冠の横方向への広がりを抑えるよう改良された品種である。
ハンカチノキ	落	10～15m	陽樹	△	○	△	◎	×	△			○		○	○		○	○	花を包む白い葉のような部分が特徴的である。乾燥には弱い。
サクラ(マイヒメ)	落	8～12m	陽樹	○	○	◎	◎	△	△	注意		○		○	○		○	○	花付きが良く、てんぐ巣病にも比較的強い。
サクラ(アマノガワ)	落	10m	好陽			△	△	×	×	注意	○						○	○	狭小な空間での植栽が可能であるが、強せん定は避ける必要がある。
イロハモミジ	落	10m	普通	△	×	△	○	×	×		○							○	秋の紅葉が美しい。樹形が乱れやすく、乾燥や強い日射への配慮が必要である。
マメナシ	落	8～10m	好陽	△	◎	○	◎	△	△		○			○	○		○	○	白花が美しい。
ハナミズキ	落	5～10m	普通	△	○	○	○	△	△		○			○	○		○	○	コンパクトな樹形で、春の花と秋の果実を楽しめる。
ヤマボウシ	落	5～10m	好陽	○	○	○	◎	△	○		○			○	○		○	○	白い大きな花びらのように見える葉が美しい。
サクラ(ヨウコウザクラ)	落	5～10m	好陽	○	○	○	○	○			○			○	○		○		桃色の花と端正な樹形が魅力である。
サクラ(カワヅザクラ)	落	5～10m	好陽	○	○	○	○	◎	○	注意		○		○	○		○		早咲きで、濃い桃色の花が美しい。
アンズ	落	5～10m	好陽	○	○	○	◎	△	○					○	○		○		早春の花と果実の両方を観賞できる。
サルスベリ	落	3～10m	好陽	○	○	◎	○	○	○		○			○	○		○		夏季の開花により、景観に彩りを与える。
サクラ(ウミネコ)	落	5～8m	好陽	△	×	○	○	×	×	注意	○						○		白色の一重咲きの花が美しい。
セイヨウザイフリボク	落	5～8m	好陽	△	○	○	◎	△	△		○			○	○		○	○	葉の展開前に白花を多数咲かせる。果実は食用となる。
ハナカイドウ	落	3～5m	好陽	○	○	○	◎	△	△		○			○	○		○	○	コンパクトな樹形で、春の濃い桃色の花が美しい。
ハナモモ	落	2～5m	好陽	○	○	○	◎	○	○		○				○		○		品種が豊富で、華やかな花を楽しめる。

樹木名称	常緑／落葉	樹木特性									適した植栽環境						花	紅葉	特記事項
		自然樹高	陰陽度	耐乾性	耐湿性	耐暑性	耐寒性	耐潮性	耐煙性	根上がり	幅員の狭い路線	幅員の広い路線	業務地域	商業地域	住居地域	工業地域			
センペルセコイア	常	20～35m	好陽	△	○	○	△	×	○	特に注意		○	○						巨木化するため、大規模な空間での植栽に適する。
クスノキ	常	15～30m	好陽	○	○	◎	○	○	○	注意		○	○			○			葉の量が豊富で、良好な緑陰を形成する。
タイサンボク	常	15～30m	好陽	○	○	◎	○	◎	◎	注意		○	○			○	○		重厚な葉と大輪の白花により、風格ある景観を演出する。
タブノキ	常	15～25m	好陽 耐陰	○	○	◎	○	◎	◎	注意		○				○			光沢のある葉と整った樹形が美しい。耐潮性に優れ、臨海部での植栽に適する。
シラカシ	常	20m	好陽 耐陰	○	○	○	○	○	○	注意		○	○						端正な樹形を有し、景観樹として優れる。
ヤマモモ	常	20m	好陽 耐陰	◎	○	◎	○	◎	◎	注意		○				○			樹形がまとまりやすく緑量感に優れる。雌株は多くの果実を付けるため、留意が必要である。
モッコク	常	10～15m	好陽 耐陰	○	○	○	○	◎	◎		○				○				光沢のある葉と整った樹形が特徴である。
ホルトノキ	常	10～15m	好陽	○	○	◎	○	◎	○	注意		○	○			○			環境ストレスへの適応力が高い。
シマトネリコ	常	5～15m	好陽 半陰	△	◎	◎	△	◎	◎	注意	○		○			○			明るく軽やかな葉が爽やかな印象を与える。
ナナミノキ	常	5～12m	好陽 半陰	○	○	◎	△	○	○		○		○						端正な樹形と冬季の赤い果実が美しい。
クロガネモチ	常	7～10m	好陽 耐陰	○	○	◎	◎	○	○	注意	○				○	○			冬季に赤い果実を付け、観賞価値が高い。
オリーブ	常	5～10m	好陽	◎	○	◎	○	◎	○		○			○	○				耐乾性に優れ、独特の樹形を楽しめる。
ヤマボウシ（月光）	常	5～8m	普通	×	×	○	○	△	△		○						○		常緑性のヤマボウシであり、花と果実の観賞が可能である。
ソヨゴ	常	3～7m	日向 半陰	○	○	○	○	○	○		○				○				赤い果実が美しく、観賞価値が高い。

※ 本リストの樹種は、①本市で植栽実績があり街路樹として適当と認められるもの、②広島市緑化推進審議会において委員から提案のあったもの、③『江戸川区街路樹指針』において狭幅員での適性が示されているものを中心に抽出しています。
※ 『江戸川区街路樹指針』に掲載されている樹種の樹木特性等については、同指針に示された内容を基に記載しています。
※ 候補樹種は、本リストの樹種を基本としつつ、地域の意向や専門家の意見等を踏まえ、未掲載の樹種についても検討対象とします。なお、本リストは、各樹種の採用に当たっての条件や留意事項等の整理を進めながら、随時更新します。

⑵ 実施プログラムに基づく本格展開

モデル事業の検証結果を踏まえて、本格展開を計画的に進めるため、5年ごとの実施プログラムを策定します。

プログラムには、対象路線、各路線の現状と課題、対応方針、実施スケジュール等を盛り込み、プログラムに基づき、計画的な再整備を進めます。

なお、本格展開に当たっては、安全性の確保を図るための再整備を優先的に進めることを基本としつつ、都市の魅力向上を図るための再整備についても、まちづくりとの連携が早期に求められる路線から順次進めます。

〔対象路線の選定に当たっての留意事項〕

・ 歩行空間の状況や樹木の危険度、地域の実情等を総合的に勘案し、優先順位を付けて対象路線を選定します。

3　再整備後の維持管理

再整備後は、街路樹の健全な育成を図るため、適切な維持管理を行うとともに、その健全性を継続的に把握するため、定期的な安全点検を実施します。また、安全面を考慮した上で、多様な主体の参加を得ながら、地域等との協働による維持管理を進め、街路樹への愛着を深めることで、持続可能な維持管理の実現を目指します。

なお、再整備に当たっては、更新する樹種や維持管理への関わり方などについて地域の合意形成を図る過程を通じて、街路樹への愛着の醸成を図ります。

⑴　安全点検の実施

樹木医等による街路樹の簡易点検を実施し、異常が確認された場合には、必要に応じて、詳細点検を行います。不健全と診断された樹木については、速やかに撤去します。また、安全点検の頻度等については、今後検討します。

さらに、点検に当たっては、新技術の活用についても検討するとともに、日常管理の情報や点検記録、診断結果などのデータを活用することにより、効果的・効率的な点検を進めます。

【街路樹の安全点検の状況について】
現在、街路樹の維持管理業務において、委託業者が高木せん定（夏季・冬季の年２回）の実施前に樹木の安全確認を行い、倒木のおそれや異常を確認した場合には、市に報告することとしています。
また、道路の異変（舗装の穴ぼこや段差、落下物、街路樹の異常など）については、区役所への直接通報に加え、「道の相談室」や広島市公式 LINE アカウントを通じて情報提供を受けています。
これらの情報提供を踏まえ、市職員が巡回点検を行い、必要な措置を講じています。

⑵　地域等との協働による維持管理

現在、道路等において、「クリーンボランティア支援事業」や「まちの美化に関する里親制度」などにより、地域や企業等のボランティアによる清掃活動が行われています。また、「花と緑のまちづくり地域活動促進事業」や「グリーン・パートナー事業」により、花の植替えや維持管理活動なども行われています。

今後とも、こうした制度を活用し、活動の更なる促進を図るとともに、多様な担い手の参加を得ながら、落ち葉清掃や除草などへの参加についても促進が図られるよう、地域等との協働の仕組みづくりを検討します。



地域等による清掃活動



地域等による花壇づくり

第4章　今後のスケジュール(予定)

今後、再整備方針に基づき、モデル事業を実施します。その検証結果を踏まえ、必要に応じて、再整備方針の見直しを行い、本格展開します。

